

## 三河湾国定公園の公園計画の変更について

### 1. 変更の理由

三河湾国定公園は、三河湾を形成する渥美・知多半島と湾奥部の海岸景観及び湾内に浮かぶ大小の島々を中心として、昭和33年4月10日に指定された。

渥美半島の太平洋側に位置する表浜海岸は良好な砂浜となっており、全国有数のアカウミガメの産卵地である。また、ハマヒルガオ、コウボウムギ等の海浜植物が自然植生に近い状態で生育している。

しかし、近年、自動車やオートバイ等の無秩序な乗入れが行われ、アカウミガメ産卵地の自然環境や海浜植生が損なわれるおそれが生じてきている。そこで今般、アカウミガメ及び海浜植生を保護するため、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域(以下「乗入れ規制地区」という)を指定する。

### 2. 変更案の概要

#### (1) 保護規制計画の変更

##### 乗入れ規制地区の指定

自動車等の乗入れによるアカウミガメの産卵地及び海浜植生への影響を防止するため、表浜海岸沿いの特別地域内の砂浜を乗入れ規制地区に指定する(3区域、計127ha)。

